

定 款

社会福祉法人南伊豆厚生会

社会福祉法人南伊豆厚生会 定款

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人居宅介護等事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人南伊豆厚生会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂 15 番地の 1 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員

選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が400,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を、理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解

任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度互選で定める。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに

限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、静岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、静岡県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の認定を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解

散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、静岡県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人南伊豆厚生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	石垣乃武夫
理事	鈴木鉄哉
〃	鈴木善長
〃	杉山幸雄
〃	渋谷久
〃	菊池友一
監事	渡辺侑司
〃	渡辺庄司

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

(1) 建 物

番号	所 在	構 造	種 類	床 面 積	摘 要
1	静岡県賀茂郡南伊豆町 下賀茂字小島15番地1 静岡県賀茂郡南伊豆町 下賀茂字小島3番地8 静岡県賀茂郡南伊豆町 下賀茂字小島3番地58	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建	養護所	1階 1,554.25㎡ 2階 1,006.53㎡ 3階 46.88㎡ 計 2,607.66㎡	家屋番号15番1 賀茂老人ホーム舎
2	同 上	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平屋建	倉庫	45.36㎡	家屋番号15番1 付属建物1
3	同 上	コンクリートブロック造 陸屋根 平屋建	ポンプ室	5.73㎡	家屋番号15番1 付属建物2

(2) 土 地

番号	所 在	面 積	摘 要
1	静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂字小島15番1	2,176.78㎡	宅地 賀茂老人ホーム敷地
2	静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂字小島3番8	1,128.18㎡	宅地 賀茂老人ホーム敷地
3	静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂字小島3番58	56.26㎡	宅地 賀茂老人ホーム敷地

定 款 細 則

社会福祉法人 南伊豆厚生会

社会福祉法人南伊豆厚生会定款細則

平成10年7月14日	制定
平成22年1月22日	改正
平成22年5月21日	改正
平成29年3月29日	改正
令和3年6月21日	改正
令和3年12月22日	全部改正
令和4年10月11日	改正
令和7年3月25日	改正

目次

第1章 総則（第1条～第6条）
第2章 理事会及び評議員会（第7条・第8条）
第3章 監事（第9条・第10条）
第4章 その他（第11条～第13条）
附則

第1章 総則

（根拠）

第1条 この細則は、社会福祉法人南伊豆厚生会定款（以下「定款」という。）第40条の規定により、社会福祉法人南伊豆厚生会（以下「法人」という。）の業務執行についての細則を定めたものである。

（目的）

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる社会福祉事業、公益事業、収益事業等の業務運営に関し、理事会の業務の決議事項及び評議員会での決議事項並びに理事長、理事、施設長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

（基本理念）

第3条 定款第1条の規定により、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう民主的かつ公正な運営を行い、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（業務の決定と職務権限）

第4条 定款第10条及び第13条の規定による評議員会の決議事項及び定款第26条の規定による理事会の決議事項については、別表1のとおりとする。

2 定款第24条に基づく理事長の職務権限（専決事項）及び施設長の職務権限（専決事項）

については、別表2のとおりとする。

3 規程、規則等の制定改廃に係る決議区分については、別表3のとおりとする。

(重要な職員)

第5条 定款第22条第2項に規定する重要な職員には、施設長以外の者を配置しないものとする。

(理事会の出席の有無)

第6条 役員は、会議の招集の通知を受けたときは、別紙1の様式によりその出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

(職務の代理)

第7条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する

第2章 理事会及び評議員会

(理事会及び評議員会)

第8条 理事会における運営事項は、「理事会運営細則」を別に定める。

2 評議員会における運営事項は、「評議員会運営細則」を別に定める。

(評議員の出席の有無)

第9条 評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、別紙2の様式によりその出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

第3章 監事

(理事会等への出席)

第10条 監事は原則として理事会及び評議員会に出席するものとし、また、また発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

2 監事は、評議員会において評議員から特定の事項について説明を求められたときは、当該事項について必要な説明をしなければならない

(監事の監査)

第11条 定款第18条の規定に基づく監事の監査実施要領の細目について、「監事監査実施規程」を別に定めるものとする。なお、監事監査の実施に当たっては、理事会・評議員会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に事業報告書原案を精査し、併せて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

2 前項に基づき実施した監査の結果について監事は、これを次の理事会に報告しなければならない。

第4章 その他

(事業計画及び予算執行の特例)

第12条 特別の事情が生じ、年度開始前に新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 法人の役員・評議員又は役員・評議員であった者は、職務上知り得た情報の内容を第三者に漏えいし、又は不当な目的のために利用してはならない。

2 法人の役員・評議員又は役員・評議員であった者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令を遵守するよう努めるものとする。

第14条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、令和3年12月23日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月11日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する

別表1（第4条第1項関係）

社会福祉法人南伊豆厚生会 理事会・評議員会 決議事項

事案	決議権者 決議要件	理事会		評議員会	
		過半数	3分の 2以上	過半数	3分の 2以上
1	理事及び監事の選任又は理事の解任			○	
2	監事の解任				○
3	理事長の選定又は解任	○			
4	評議員選任・解任委員会委員の選任	○			
5	評議員選任・解任委員会委員の解任		○		
6	理事及び監事の報酬等の額	○		○	
7	理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準	○		○	
8	事業計画及び収支予算の承認	○			
9	計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認並びに事業報告の承認	○		○	
10	臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）	○		○	
11	定款の変更	○			○
12	残余財産の処分	○		○	
13	基本財産の処分	○		○	
14	社会福祉充実計画の承認	○		○	
15	公益事業及び収益事業に関する重要な事項	○		○	
16	合併	○			○
17	解散及び解散した場合における残余財産の帰属者への選定	○		○	
18	この法人の業務執行の決定	○			
19	従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止	○			
20	内部管理体制	○			
21	重要事項で理事会において（評議員会への付議が）必要と認める事項	○			
22	社会福祉事業に係る許可、寄付金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事。※理事会決議を経て評議員会決議	○		○	
23	定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則	○			

	の制定及び変更				
24	施設長の選任その他重要な人事	○			
25	金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く）	○			
26	その他、法令で定められた事項	○		○	

注 原則として、6以降の評議員会決議を要する事案については、あらかじめ理事会決議を経ること。

別表2（第4条第2項関係）

社会福祉法人南伊豆厚生会 職務権限（専決事項）一覧

事案	専決者			備考
	理事長	施設長		
法人業務の基礎的事項				
1	法人業務の基本的事項に関する事	○		
2	理事会の招集及び議案の提出に関する事	○		
3	規程、規則等の制定・改廃に関する事	○		別表3
4	予算の編成及び決算の調整に関する事	○		
5	予算の流用、予備費の支出	○		
6	設備資金の借りに係る契約で予算の範囲内のもの			理事会付議
7	公示、公告に関する事	○		
8	寄附の募集事務及び受領に関する事	○		
9	訴訟に関する事	○		
10	債権の免除・効力の変更に関する事	○		10万円未満
11	法人の組織及び権限に関する事	○		
12	苦情解決取組規程に基づく第三者委員の選任	○		
13	重要な職員以外の職員の採用に関する事	○		
14	重要な職員以外の職員の人事配置に関する事	○		
15	有期契約職員の採用に関する事	○		
16	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事		○	
17	時間外勤務命令及び旅行命令に関する事		○	
18	職員の初任給に関する事		○	
19	職員の昇給・昇格基準の決定に関する事	○		
20	職員の昇給者・昇格決定者に関する事	○		
21	休職、復職、退職、育児・介護休業等に関する事		○	
22	職員の表彰、制裁、解雇に関する事		○	
23	職員の人事記録及び身分証明書に関する事	○	(○)	
24	職員の諸手当に関する事		○	
25	職員の健康診断の実施に関する事		○	
26	被服貸与等に関する事		○	
27	利用者の日常の処遇に関する事		○	

28	利用者の預り金等の日常の管理に関すること		○	
29	薬品、給食材料の処分に関すること		○	
30	自動車の運行管理に関すること		○	
31	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関すること		○	
32	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること		○	
33	職員の研修に関すること		○	
34	諸証明に関すること		○	
35	金融機関を指定すること	○		
収入事業				
36	措置費・介護報酬等の収入に関すること	○		
37	過誤納金の充当又は還付に関すること		○	
38	繰越金及び繰入金の収入に関すること	○		
39	受贈の承認・寄附に関すること	○ 10万円以上	○ 10万円未満	
40	その他の収入に関すること		○	
支出事業				
41	基本財産の処分以外の固定資産の購入及び売却または廃棄に関すること	○		
42	建設工事等の請負契約又は委託契約に関すること	○ 250万円 以下		
43	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関すること		○	
44	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入	○ 160万円 以下		
45	緊急を要する物品の購入 (災害・故障・保守管理関係に限定)	○ 100万円 以下		

別表3（第4条第3項関係）

社会福祉法人南伊豆厚生会 規程、規則等の決議区分一覧

		決議権者		
	規程、規則等の名称	理事会	評議員会	理事長 専決
1	定款	○	○	
2	定款細則	○		
3	評議員選任・解任委員会運営細則			
4	評議員会運営細則	○	○	
5	理事会運営細則	○		
6	役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償規程	○	○	
7	賀茂老人ホーム運営管理規程	○		
8	賀茂老人ホーム高齢者等短期入所事業事務取扱及び運営管理規程	○		
9	職員就業規則	○		
10	非常勤職員就業規則	○		
11	再雇用職員就業規則	○		
12	職員給与規程	○		
13	処遇改善一時金支払規程	○		
14	介護職員等ベースアップ支援一時金支払規程	○		
15	マイカー通勤規程	○		
16	経理規程	○		
17	経理規程細則	○		
18	旅費規程	○		
19	旅費に関する細則	○		
20	処務規程	○		
21	文書取扱規程	○		
22	退職金支給規程	○		
23	表彰規程	○		
24	育児・介護休業等に関する規程	○		
25	職員介護休業及び介護短時間勤務に関する規則	○		
26	入所者貴重品保管規程	○		
27	監事監査実施規程			○
28	公印管理規程			○

29	菜の花訪問事業所運営規程	○		
30	菜の花訪問事業所職務権限規程	○		
31	菜の花訪問事業所倫理規程	○		
32	個人情報保護規定	○		
33	福祉サービスに関する苦情解決取扱規程	○		
34	身体拘束ゼロ推進及び事故発生防止対策委員会規程	○		
35	感染症対策委員会規程			○
36	公益通報者保護に関する規程	○		
37	役員、評議員及び評議員選任・解任委員弔意規程	○		

注 評議員会決議を要する規程、規則等の改廃については、あらかじめ理事会決議を経ること。

別紙1（第6条関係）

社会福祉法人南伊豆厚生会 事務局 宛（FAX も可）

理事会出欠連絡票

年 月 日 開催の社会福祉法人南伊豆厚生会理事会に

・当日御出席

します。

・御欠席

※当日ご欠席の場合、書面により表決に加わることは認められていませんが、欠席に際し、議案に係るご意見がある場合は、理事長又は議長を宛名として内容をご記入下さい。

御意見欄：

年 月 日

御芳名

社会福祉法人南伊豆厚生会理事長 様

別紙2（第9条関係）

社会福祉法人南伊豆厚生会 事務局 宛（FAX も可）

評議員会出欠連絡票

年 月 日 開催の社会福祉法人南伊豆厚生会評議員会に

・当日御出席

します。

・御欠席

※評議員には、当日ご欠席の場合、書面により表決に加わることは認められていませんが、欠席に際し、議案に係るご意見がある場合は、理事長又は議長を宛名として内容をご記入下さい。

・どちらかに○を付けてください。 理事長 ・ 議長 宛て

御意見欄：

--

年 月 日

御芳名

社会福祉法人南伊豆厚生会理事長 様